

山梨県公報

第一千二百十八号

平成二十四年
四月五日

木曜日

目次

- 告示 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 一一五
- 道路の区域変更 一一五
- 建築基準法に基づく道路位置指定 一一五

公示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 一一六
- 開発行為に関する工事の完了について 一一六
- 甲府都市計画道路事業の施行について(二件) 一二六
- 誤 一二七

- 平成十九年三月十九日付第千七百四十五号中 一一七
- 平成十九年三月二十九日付第千七百四十八号中 一二七
- 平成二十一年九月七日付第千九百七十九号中 一二七
- 平成二十三年三月七日付第二千百十七号中 一二七
- 平成二十三年三月二十四日付第二千百二十一号中 一二七
- 平成二十二年三月八日付第二千二十四号中 一二七

告示

山梨県告示第百四十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年四月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 中央市一町畠字芝原八八四番二、九〇三番、九〇六番一、九〇八番一、九一二番一、九一二番三、一〇〇四番一及び一〇〇四番一の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び

第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 栃代常葉線
三 道路の区域

区間	旧の別	新の幅員(メートル)	延長
南巨摩郡身延町常葉字島ノ前六一一六番の二地先まで	旧	八・一・〇	一〇九・〇

区間	旧の別	新の幅員(メートル)	延長
南巨摩郡身延町常葉字東畑一三一四番地先から	旧	八・一・〇	一〇九・〇
南巨摩郡身延町常葉字東畑一三一四番地先から	新	三・七五・九・〇	五一〇・〇

南巨摩郡身延町常葉字奥田八一五番の一地先まで

区間	旧の別	新の幅員(メートル)	延長
南巨摩郡身延町常葉字東畑一三一四番乙地先から	旧	八・一・〇	一〇九・〇

南巨摩郡身延町常葉字島ノ前六一一六番の二地先まで

山梨県告示第百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峠東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

山梨県知事 横内正明

一 指定の年月日 平成二十四年四月五日	二 指定道路の位置 笛吹市一宮町中尾字大熊田、八百八十一番四、八百八十一番五	三 指定道路の幅員 六・〇一メートル	四 指定道路の延長 三十二・三六メートル
公 告			
<p>● 特定非営利活動法人の設立の認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。</p>			
平成二十四年四月五日			
<p>一 申請のあつた年月日 平成二十四年三月二十六日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p> <p>1 名称 特定非営利活動法人兩俣竜胆愛好会</p> <p>2 代表者の氏名 土橋 俊彦</p> <p>3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市芦安芦倉九百八十八番地</p> <p>4 定款に記載された目的 この法人は、南アルプスを訪れる全ての人々に対して、山小屋等の施設や幕営地の適正な利用並びに登山者の安全に関する事業を行い、安全登山の普及活動及び環境の保全並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>三 縦覧期間 平成二十四年三月二十七日から同年五月二十六日まで</p> <p>● 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十四年四月五日</p>			

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇二九の一、一〇一九の四、一〇一九の五並びに字出口道下一〇七一の一、一〇七一の九、一〇七一の一〇、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一の一、一〇八五の一、一〇八五の三、一〇八六、一〇八七の一、一〇八七の二、一〇八七的三、一〇八七の四、一〇八七的五、一〇八八的一、一〇八八的二、一〇八八的三、一〇八八的四及び一〇八九的二的区域	二 開發許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 フアナック株式会社 創業者 名誉会長 工学博士 稲葉 清右衛門
● 甲府都市計画道路事業の施行について	
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。	
平成二十四年四月五日	
<p>一 都市計画の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線 及び三・三・一号 和戸町竜王線</p> <p>二 施行者の名称 山梨県</p> <p>三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所</p> <p>四 事業地の所在 収用の部分 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原、字伊勢河原、字西耕地、字中耕地及び字上北裏地内</p> <p>使用の部分 なし</p> <p>● 甲府都市計画道路事業の施行について 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十四年四月五日</p>	
<p>一 都市計画の種類及び名称 山梨県知事 横内正明</p>	

誤り。

南部町

南沢
2

地滑り

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番